

## ○東北学院大学教育・研究業績編集委員会規程

平成 18 年 4 月 1 日  
制定

改正 平成 22 年 6 月 1 日

(設置)

**第 1 条** 東北学院大学点検・評価委員会規程第 3 条、第 4 条及び第 8 条に基づき、東北学院大学点検・評価委員会のもとに、東北学院大学教育・研究業績編集委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

**第 2 条** 委員会は、東北学院大学の教員組織及び個々の教員の教育・研究活動を活性化させるため、専任教員の教育・研究業績等に関する「東北学院大学教育・研究業績」（以下、「業績集」という。）を編集・公刊することを目的とする。

(業績集の刊行時期)

**第 3 条** 業績集は、全学的な点検・評価の実施時期に合わせて、3 年に一度公刊することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学外の評価機関による評価が実施される場合には、その時期に合わせて業績集を公刊するものとする。

(審議・検討事項等)

**第 4 条** 委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議・検討したうえで、業績集の編集・公刊の作業を行う。

- (1) 教育・研究業績の区分
- (2) 掲載されるべき教育・研究業績の公表時期
- (3) 教育・研究業績の表記方法
- (4) 教育・研究業績の提出書式及び提出形式
- (5) 本条第 3 項に関わる事項
- (6) その他業績集の編集・公刊に関して必要なこと

2 業績集に記載される項目等の詳細に関しては、点検・評価委員会において別に定める。

3 委員会は、前項の内容に関して、点検・評価委員会に対して意見を述べることができる。

4 委員会は、その活動を、定期的に点検・評価委員会に報告するものとする。

(構成)

**第 5 条** 委員会は、次の各号の委員をもって構成される。

- (1) 各学科から選出された教員 1 名
- (2) 法務研究科から選出された教員 1 名

2 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。

3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

4 委員会は、必要に応じて、小委員会を設けることができる。

(開催及び定足数)

**第6条** 委員会は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

2 委員長は、委員総数の3分の1以上の委員の要請がある場合は、速やかに委員会を開催しなければならない。

3 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。  
(任期)

**第7条** 各委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。  
(事務)

**第8条** 委員会の事務は、学務部学事課がこれを行う。

2 大学外の評価機関による評価が行われる場合には、学務部学事課と学長室学長室事務課が協力するものとする。

(改廃手続き)

**第9条** この規程の改廃は、点検・評価委員会が発議し、全学教授会の議を経て大学長がこれを行い、理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

1 この規程は、平成18(2006)年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、平成18(2006)年4月1日付けで選出される委員の任期は、1年とする。

#### 附 則

この規程は、平成22(2010)年6月1日から施行する。